

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|----|---|
| 件名 | 介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴うケアマネジメント支援システムの改修等について |
|----|---|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理変更）
- ◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

【報告】

- ◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部高齢者福祉課）

事業の概要

| | |
|------|---|
| 事業名 | 介護予防ケアマネジメント支援システム |
| 担当課 | 高齢者福祉課 |
| 目的 | 介護保険法の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が平成28年4月から開始されるため、新たに該当となる介護予防・日常生活支援総合事業対象者（以下「総合事業対象者」という。）を含めて、円滑な介護予防ケアマネジメント及び給付管理を行う。 |
| 対象者 | <ol style="list-style-type: none"> 1 要介護認定で要支援1及び要支援2の判定を受けた者 2 要介護認定が非該当の方で基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた者（総合事業対象者） |
| 事業内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 概要 <ol style="list-style-type: none"> ① 現在、介護予防ケアマネジメント支援システムにおいて、介護保険被保険者のうち要支援1及び要支援2の方を対象に介護予防のケアマネジメント及び「介護報酬支払いのための給付管理（※）」を行っている。 平成27年度の介護保険の法改正に伴い、新宿区では、平成28年4月から総合事業を開始する予定である。総合事業の開始に伴い、新たに総合事業対象者となる方のケアマネジメント及び報酬支払いのための給付管理についても介護予防ケアマネジメント支援システムにおいて行うため、システムの改修が必要となる。 ② 現行の要支援認定者の介護報酬支払いのための給付管理票は、介護予防ケアマネジメント支援システムと東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）のシステムを結合して伝送している。総合事業対象者の給付管理票についても、同様に国保連のシステムとの外部結合を行う。 ③ 総合事業の開始後は、新たに総合事業対象者となる者についても、介護予防ケアマネジメント業務を区内9か所の地域包括支援センターに委託する。 <p>※ 介護報酬支払いのための給付管理とは、利用者が介護保険サービスを利用して発生したサービス提供事業者の介護給付費（サービス利用料）を国保連に請求し、給付する一連の事務を管理することである。</p> 2 対象者数 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度事業利用見込数 約2,800人 （平成26年4月時点における訪問・通所介護利用者数：約2,300人より、高齢者人口の増加等を勘案した推計値） ・事業対象者給付管理年間処理予定数：19,381件 （平成25年度給付管理数：32,301件×0.6） ※総合事業の開始後は、介護保険制度のサービスである介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、総合事業のサービスとして移行する（資料21-1、資料21-2参照）。移行するサービスを利用している人は、現在の給付管理件数の約6割である。 |

件名 介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴うケアマネジメント支援システムの改修について

| | |
|--|---|
| 保有課(担当課) | 高齢者福祉課 |
| 登録業務の名称 | 介護予防ケアマネジメント |
| 記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか) | <ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 要支援認定を受けている介護保険被保険者及び総合事業開始に伴い、新たに該当となる事業対象者 2 記録項目(新たな記録項目は下線付き) 被保険者番号、氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、疾病(第2号被保険者)、認定調査結果、利用者負担減免率、食事負担減免金額、資格取得日、資格喪失日、要介護状態区分、認定年月日、認定有効期間(開始・終了)、サービス種類、利用サービスコード、居宅介護支援事業所番号、主治医氏名、利用医療機関名、利用限度額、公費負担番号、公費受給者番号、サービス提供年月、担当介護支援専門員番号、ケアプラン目標達成情報、社会福祉法人軽減情報、介護予防サービス事業所番号、介護予防支援事業所番号、地域密着サービス事業所番号、<u>基本チェックリスト内容、基本チェックリスト提出日、総合事業対象判定結果、介護予防ケアマネジメント依頼届出日、総合事業サービスコード、総合事業サービス事業者番号</u> 3 記録するコンピュータ 介護予防ケアマネジメント支援システム |
| 新規開発・追加・変更の理由 | 現在、介護予防ケアマネジメントシステムを使用し、ケアマネジメント業務の全般を処理している。平成27年度の介護保険法の改正に伴い、新たに総合事業が、平成28年4月から開始となる。新たに総合事業の対象者となる者を含めて、ケアマネジメント業務を円滑に遂行するためにもシステムの改修が必要となる。 |
| 新規開発・追加・変更の内容 | <p>新たに実施される総合事業に伴うシステム改修</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合事業対象者の決定及び管理機能の新規追加 (2) 総合事業のケアプラン登録及び帳票印刷機能の新規追加 (3) 総合事業対象者に対応したケアプラン作成・介護スケジュールの登録及び帳票印刷機能の追加によるプログラム修正 (4) 総合事業にも対応した給付管理を行うためのプログラム修正 (5) 総合事業の報酬請求作成機能及び支払管理機能の新規追加 (6) 総合事業対象者の異動データをホストに渡すためのホストインタフェースに対応したファイル出力機能の新規追加 (7) 総合事業に対応した保険者情報・サービス情報・事業者情報のファイル作成及び国保連インタフェースに対応したファイル出力機能の新規追加 |
| 開発等を委託する場合における個人情報保護対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 委託事業者による改修業務の実施においては、個人情報に一切触れさせない。 2 委託事業者は、新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。 |
| 新規開発・追加・変更の時期 | <p>平成27年6月～設計、打合せ</p> <p>平成27年8月～製作</p> <p>平成28年4月～稼働</p> |

件名 介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う地域包括支援センターに
おけるケアマネジメント業務にあたっての東京都国民健康保険団体連合会
との外部結合の情報項目の追加について

| | |
|--------------------------|--|
| 保有課 (担当課) | 高齢者福祉課 |
| 登録業務の名称 | 介護予防ケアマネジメント |
| 結合される情報項目 (だれの、どのような項目か) | <p>【要支援認定を受けている介護保険被保険者及び総合事業開始に伴い、新たに該当となる事業対象者で、介護予防ケアマネジメント利用者の情報項目】 (新たな情報項目は下線付き)</p> <p>被保険者番号、氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、疾病(第2号被保険者)、認定調査結果、利用者負担減免率、食事負担減免金額、資格取得日、資格喪失日、要介護状態区分、認定年月日、認定有効期間(開始・終了)、サービス種類、利用サービスコード、居宅介護支援事業所番号、主治医氏名、利用医療機関名、利用限度額、公費負担番号、公費受給者番号、サービス提供年月、担当介護支援専門員番号、ケアプラン目標達成情報、社会福祉法人軽減情報、介護予防サービス事業所番号、介護予防支援事業所番号、地域密着サービス事業所番号、委託先の居宅介護新事業所番号、<u>基本チェックリスト内容、基本チェックリスト提出日、総合事業対象判定結果、介護予防ケアマネジメント依頼届出日、総合事業サービスコード、総合事業サービス事業者番号</u></p> |
| 結合の相手方 | 東京都国民健康保険団体連合会 |
| 結合する理由 | <p>平成27年度の介護保険法の改正に伴い、新たに総合事業が開始される。新宿区においては、平成28年4月から総合事業を開始する。</p> <p>現在、ケアマネジメント支援システムと国保連との外部結合により、要支援1及び要支援2の方の介護報酬請求事務を行っている。総合事業が開始された後は、総合事業対象者の報酬請求事務も円滑に行うために、国保連との外部結合を行う。</p> |
| 結合の形態 | I S D N回線を利用して結合する。 |
| 結合の開始時期と期間 | 平成28年4月1日から以降継続 |
| 情報保護対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括支援センター職員に、新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。 2 伝送に関する情報保護対策として、国保連専用の伝送セキュリティソフトを活用する。(このソフトがなければ外部結合できない。) 3 「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程」を遵守させる。 |

件名 介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う地域包括支援センターにおけるケアマネジメント支援業務の委託について (情報項目の追加)

| | |
|----------------------------------|--|
| 保有課(担当課) | 高齢者福祉課 |
| 登録業務の名称 | 介護予防ケアマネジメント |
| 委託先 | 地域包括支援センター委託法人 (資料2 1 - 3 参照) |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目 (だれの、どのような項目か) | <p>【要支援認定を受けている介護保険被保険者及び総合事業開始に伴い、新たに該当となる事業対象者で、介護予防ケアマネジメント利用者の情報項目】 (新たな情報項目は下線付き)</p> <p>被保険者番号、氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、疾病(第2号被保険者)、認定調査結果、利用者負担減免率、食事負担減免金額、資格取得日、資格喪失日、要介護状態区分、認定年月日、認定有効期間(開始・終了)、サービス種類、利用サービスコード、居宅介護支援事業所番号、主治医氏名、利用医療機関名、利用限度額、公費負担番号、公費受給者番号、サービス提供年月、担当介護支援専門員番号、ケアプラン目標達成情報、社会福祉法人軽減情報、介護予防サービス事業所番号、介護予防支援事業所番号、地域密着サービス事業所番号、委託先の居宅介護新事業所番号、<u>介護予防ケアマネジメント依頼届出日、基本チェックリスト内容、基本チェックリスト提出日、総合事業対象判定結果、介護予防ケアマネジメント依頼届出日、総合事業サービスコード、総合事業サービス事業者番号</u></p> |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | 介護予防ケアマネジメント支援システム |
| 委託理由 | 平成27年度の介護保険法改正に伴い、新たに総合事業が、平成28年4月から開始となる。新たに総合事業の対象者となる者を含めて、ケアマネジメント業務を委託する。 |
| 委託の内容 | 総合事業の対象となりうる者に、チェックリストによる質問を行う。また総合事業対象者については、利用者の生活実態把握、総合事業サービスケアマネジメントの作成、総合事業サービス提供後の観察、総合事業サービス提供事業者との連絡・調整、総合事業のケアマネジメントに関する訪問活動を行う。 |
| 委託の開始時期及び期限 | 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで (以降継続) |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 区のシステム専用サーバーにデータを記録・保存する。 3 使用できる職員のみ、ID、パスワードを与える。 4 システムへのアクセス記録をとり、確認できるようにする。 5 区が提供した情報及び委託先が収集した情報の管理・保管状況については、定期的に立入検査し、確認する。 |
| 受託事業者に行わせる情 | 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する |

| | |
|-------|--|
| 報保護対策 | <ol style="list-style-type: none">2 新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。3 システムの端末パソコンは、盗難防止ワイヤーにより、又は施錠できる金庫（キャビネット）に保管する。4 システムから出力した情報は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管する。5 委託業務の履行にあたり不要となった個人情報は、速やかに破棄をさせ、区が立入検査時に確認する。 |
|-------|--|

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成

した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

- 11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。